三井住友銀行神田駅前支店　株式会社やまと　1709811
三井住友銀行下井草支店　株式会社日経商事　6712654
三井住友銀行新宿西口支店　株式会社トライ　9096164
三井住友銀行千住支店　株式会社リアリティ　7226551
三井住友銀行中野支店　株式会社トラストサービス　4262551
三井住友銀行若松町支店　データ情報通信社　2004962
三菱東京ＵＦＪ銀行秋葉原駅前支店　株式会社大昭興産　0028021
三菱東京ＵＦＪ銀行池袋東口支店　株式会社商栄ネット　1895650
三菱東京ＵＦＪ銀行池袋東口支店　有限会社トライアル　1974883
三菱東京ＵＦＪ銀行上野支店　株式会社ＫＥＮ’Ｓインターナショナル　0042520
三菱東京ＵＦＪ銀行新宿中央支店　株式会社東海通商　3163334
三菱東京ＵＦＪ銀行新宿中央支店　株式会社トライ　5820607
三菱東京ＵＦＪ銀行新宿中央支店　株式会社北光商事　5466814
三菱東京ＵＦＪ銀行千住支店　株式会社リアリティ　0047461
三菱東京ＵＦＪ銀行中目黒支店　株式会社エクセルコート　0037051
三菱東京ＵＦＪ銀行西池袋支店　佐藤　　等　0032616
三菱東京ＵＦＪ銀行四谷支店　株式会社ワールド総合企画　0068070
ゆうちょ銀行　株式会社アクトライフ　10110―54063641
ゆうちょ銀行　板橋　友春　10660―11395331
ゆうちょ銀行　ＫＥＮ’Ｓインターナショナル　10020―88953411
ゆうちょ銀行　三成企画株式会社　10380―63794221
ゆうちょ銀行　株式会社商栄ネット　10120―85740341
ゆうちょ銀行　株式会社セントラル企画　10160―36703031
ゆうちょ銀行　株式会社大仙クリエート　10000―99047111
ゆうちょ銀行　株式会社東海通商　10100―9976911
ゆうちょ銀行　株式会社トライ　10090―99546001
ゆうちょ銀行　ピープラス株式会社　10010―63939271
ゆうちょ銀行　株式会社やまと　10150―41517601
りそな銀行上野支店　株式会社ＫＥＮ’Ｓインターナショナル　1480175
りそな銀行神楽坂支店　株式会社ワールド総合企画　1560412
りそな銀行新宿支店　株式会社東海通商　3514486
りそな銀行千住支店　株式会社リアリティ　1702439

⑶　主な犯行態様

○　前記⑴記載の法人名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。
○　担保として、貸付額相当の小切手を郵送させる。
○　金員貸付の契約が成立すると、借主の口座に現金を振り込む。
○　貸金の返済は、前記⑵記載の第三者名義の口座に振り込ませる方法、又は借入時に郵送させた小切手を取り立てる方法により行う。

５　開始決定の時における給付資金の額　金1,343万2,684円
６　支給申請期間　平成24年２月24日から平成24年４月23日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　札幌地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成23年９月６日
⑶　確定年月日　平成23年９月21日
⑷　被告人の氏名又は名称　川井　峰雄
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、東京都内、宮城県内及び北海道内に事務所を設けて貸金業を営んでいたものであるが、内閣総理大臣の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として多数人に対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成22年１月５日から平成23年１月24日までの間、752回にわたり、預かった手形又は小切手による取立て等の方法で、多数人の顧客らから、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計２億4,203万4,495円を、被告人が管理する東京都台東区台東４丁目９番３号城北信用金庫上野支店に開設された株式会社ＫＥＮ’Ｓインターナショナル代表取締役髙橋健名義の普通預金口座ほか４口座に取り立てて入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―209―7033

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１号

山形県最上郡最上町大字向町133番地の10
債務者　庄司　　昇
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第５２１号

北海道名寄市西４条南10丁目17番地３　ｃｏｃｏ・ｎａｔｓｕ103号室
債務者　穴吹　寿子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小門　史子
４　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後３時
６　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部